○財務省告示第二百二十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年八月一日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第三十八回	一億三千六百五十九万円	一億三千六百四十三万七千六百六十六円
〃	第三十九回	二億三千四百三十六万円	二億三千四百十三万五千九百三十二円
〃	第四十回	三億五千百六十八万円	三億五千百三十七万千七百七十六円
〃	第四十一回	三億二千二百二十二万円	三億二千百九十六万三千二百九十二円
〃	第四十二回	二億四千二百七十万円	二億四千二百五十万六千六百二十四円
〃	第四十三回	四億千六百七万円	四億千五百八十万四千八百十八円
〃	第四十四回	二億千五百十五万円	二億千四百九十九万五千七百三十六円
〃	第四十五回	一億千七百九十二万円	一億千七百八十四万四千八百五十六円
〃	第四十六回	二億千二百八十万円	二億千二百六十八万千三百六十二円
〃	第四十七回	一億八千七百三十万円	一億八千七百十八万六百四十円
〃	第四十八回	一億九千九十万円	一億九千七十七万八千三百二十八円
〃	第四十九回	一億六千九百六十一万円	一億六千九百五十一万五千四百五十円
〃	第五十回	一億六千四百五十五万円	一億六千四百四十七万千三百四十四円
〃	第五十一回	九千四百五十九万円	九千四百五十四万四千七百九十四円
〃	第五十二回	一億千五百四十三万円	一億千五百三十七万四千八百二十四円
〃	第五十三回	九千九百四十四万円	九千九百四十万三百九十四円
〃	第五十四回	二億五十万円	二億四十二万百三十円
〃	第五十五回	一億四千五百七十九万円	一億四千五百七十三万千九百四十円
〃	第五十六回	二億八千九百三十一万円	二億八千九百十九万五千百四十二円
〃	第五十七回	二億九千百九十六万円	二億九千百八十四万四千八十四円
〃	第五十八回	五億四百五十八万円	五億四百三十七万九千六円
〃	第五十九回	六億三千百六十七万円	六億三千百四十一万八千三百七十八円
〃	第六十回	十七億八千六百五十一万円	十七億八千五百七十九万六千七百四十四円
〃	第六十三回	七百万円	六百九十九万七千五百四十二円
〃	第六十五回	千万円	九百九十九万七千四百八十七円
〃	第六十六回	二千八百五十万円	二千八百四十九万四千八十一円
〃	第七十二回	八千八百二十一万円	八千八百二十万九千二百七十六円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第二十四回	一億四千二百四十四万円	一億四千二百七万六千八百四十円
〃	第二十五回	四億四千百五十三万円	四億四千三十六万九千六十二円
〃	第二十六回	一億七千八百四十三万円	一億七千八百四万六千百五十二円
〃	第二十七回	三億五千七百九十三万円	三億五千七百三十八万八千百二円
〃	第二十八回	一億千二百五万円	一億千百八十九万八千二百四十二円
〃	第二十九回	一億五千三百八万円	一億五千二百九十二万千四百九十四円
〃	第三十回	八千六十一万円	八千五十七万千四百七十六円
〃	第三十一回	二億六千九百五十四万円	二億六千八百八十九万五千七百十四円
〃	第三十二回	四億三百二十六万円	四億二百四十八万八千八百四十二円
〃	第三十三回	三億二千八百四十七万円	三億二千八百七万七千四百五十円